

高知県行政書士会会長 様

高知市農業委員会
会長 大野 哲



非農地証明書交付事務処理要領の一部改正について(通知)

当市農業委員会の業務につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。さて、当委員会ではこの度、農地の利用状況の変化に対応した運用を行うため、非農地証明書交付事務処理要領を改正し、平成31年4月1日より施行することとなりました。

今回の要領改正は、平成30年6月からの運用見直しを引き継ぐとともに、より実態に即した運用が可能となることを目的としたものです。

つきましては、貴会の会員の皆様へのご周知につきまして、ご協力をお願いを申し上げますとともに、引き続き当委員会の業務についてご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1 送付内容

- ・非農地証明書交付事務処理要領
- ・チラシ「非農地証明書の取り扱いが変わります」

お問い合わせ先

〒780-8571

高知市鷹匠町二丁目1-43

高知市農業委員会事務局

TEL 088-823-9484

FAX 088-823-9031

非農地証明書の取り扱いが変わります

日ごろは、農業委員会活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、高知市農業委員会では、農業委員会の体制とともに農地の利用状況も大きく変わる中、平成31年4月1日から非農地証明書の交付に関する運用を改めることとしました。

これにより4月1日以降、非農地証明書を交付するにあたっての取り扱いが変わりますので、詳しくは高知市農業委員会までお問い合わせいただくか、ホームページ（※）をご覧ください。

①非農地証明願の様式が変わります。

新しい様式については、高知市農業委員会の窓口で配布するほか、平成31年3月からホームページ（※）にも掲載します。

申請の際は、申請書と添付書類を農業委員会事務局にご提出ください。

②共有地・未相続地について申請者の要件が緩和されます。

共有地または未相続地について申請する場合は、所有権の一部を持つ者だけで申請が可能となります。ただし、権利を有する他の者に異議がないことを申し立てる申立書の添付が必要です。

③ワンストップで窓口への申請ができるようになります。

以前は、申請者が地元の委員と日程調整したうえで現地調査を行い、調査後に窓口申請していただいていたのですが、直接、窓口申請していただくだけで証明手続きが進むように改めました。

④公図の写しへの隣接地に関する記入が不要になります。

添付書類の公図の写しについては、これまで隣接地の地目と所有者を記載していただいていたのですが、位置図に申請地の場所と形状を記入していただくこととし、公図の写しへの記載は不要となります。

なお、必要に応じて現地写真等の添付をお願いする場合があります。

⑤農地総会で審査を行う手順を新たに設けます。

現地調査の結果、現地調査を担当した農業委員・農地利用最適化推進委員等が慎重な審議が必要であると認めた場合には、農地総会で審査することとなります。この場合は、これまでよりも審査にお時間をいただくこととなります。

高知市農業委員会【TEL 088-823-9484】

（※）ホームページ： <http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/100/>

非農地証明書の交付申請における手続きの流れ

